

～ネット通販の落とし穴！支払方法の変更を求める業者には注意!!～

インターネット通販で「公式サイト」「正規品」と思って申し込んだはずが、届いた商品が偽物だったという相談が寄せられています。代金引換サービス（代引き配達）の利用によるトラブルが多いようです。

●相談事例

- 通販サイトに出品している販売業者に腕時計をクレジットカード払いで注文した。業者から「商品が配送ミスで返送された。返金する。」とメールが届いた。数日して代引き配達で荷物が届いたため業者が決済方法を変更したのだと思い、代金を支払って荷物を受け取った。開封したところ故障した偽ブランドの腕時計が入っていた。
- 通販サイトでスピーカーを注文しコンビニ払いを選択したところ、プリペイド型電子マネーでの支払いを求められ、コンビニで購入した電子マネーの情報を伝えた。支払完了メールが届いたが、到着予定日を過ぎても商品が届かなかった。

●アドバイス

- 代引き配達で代金を支払い、商品を受け取ってしまうと、後で偽物だと分かっても宅配業者に返金してもらうことは困難です。送り状に記載されている依頼人の情報を確認し、注文した業者と違う場合や注文した覚えがない場合は代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。
- 大手通販サイト上の取引で、販売業者から一方的にキャンセルされ「代引き配達で送る」と連絡があっても、通販サイトを介さない取引は利用規約に違反している可能性もあります。速やかに当該サイトに連絡しましょう。
- コンビニなどでプリペイド型電子マネーを購入するよう指示し、電子マネーの情報をメールで送らせるのは詐欺の手口です。そのような方法で支払いを求められた場合は絶対に応じないでください。電子マネーの情報を相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。

困ったことやトラブルが生じた場合は、一人で悩まず下記の相談窓口までご相談ください。

困ったときは、ピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】

今治市消費生活センター	Tel 0898-36-1655
(平日 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時)	
愛媛県消費生活センター	Tel 089-925-3700
消費者ホットライン	Tel 188 (いやや!)



県消費生活相談窓口イメージキャラクター

「こまどりのPiPi (ピピ)」